

岸和田市景観計画（素案）

岸和田市

目 次

序章 景観形成基本方針と景観計画	1
1. 岸和田市景観形成基本方針	
2. 岸和田市景観計画の目的	
第1章 景観計画の区域 （法第8条第2項第1号関係）	2
1. 景観計画の区域	
2. 景観計画区域の区分	
3. 景観配慮地区	
4. 特に重点的に景観形成を図る地区	
第2章 良好な景観の形成に関する方針 （法第8条第2項第2号関係）	5
1. 景観計画区域全域における景観形成の方針	
2. 基本景観区別景観形成の方針	
3. 基本景観軸別景観形成の方針	
4. 景観配慮地区の景観形成の方針	
5. 重点地区の景観形成の方針	
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	14
（法第8条第2項第3号関係）	
1. 届出対象行為と行為の制限（景観形成基準）	
第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	20
（法第8条第2項第4号関係）	
1. 景観重要建造物	
2. 景観重要樹木	
第5章 誘導基準	21
1. 色彩について	
2. 屋外広告物の表示及び掲出について	
表及び図	23
○景観形成の構成図	
○図—1 景観計画区域 基本景観区 基本景観軸	
○図—2 本町地区	
○図—3 景観配慮地区	
○別表1 カラーフレーム一覧	

序章 景観形成基本方針と景観計画

1. 岸和田市景観形成基本方針

岸和田市では、平成3（1991）年に、快適環境都市を目指して、景観整備の方針・まちづくりの方針を一定の方向へ導いていくため、「岸和田市都市景観形成基本計画」を策定しました。平成6（1994）年には、「岸和田市都市景観条例」の制定や景観誘導基準を策定し、大規模建築物等の新築などに対し助言・指導を行い、また、景観まちづくりに取り組む市民団体の活動などを支援し、景観まちづくりを進めてきました。

一方、国においても、平成15（2003）年に「美しい国づくり大綱」を定め、これを受けて平成17（2005）年に景観法が全面施行されました。景観法は、行政主体だけでなく、事業者、市民に対し、良好な景観を形成していくことを社会規範として宣言する基本的な性格を持っており、今後、市民、事業者、行政の様々な主体の協働により良好な景観の形成が進められることが期待されています。

人々の心に心象として残る美しい景観や風景を形成するためには、長い年月がかかります。また、「岸和田らしさ」が感じられる景観を形成するためには、市民、事業者、行政が、総合的かつ多面的にお互いの立場を理解しながら協力し、優れた景観をつくり、まもり、はぐくみ、次代へつないでいく必要があります。

こうした背景の下、これまで進めてきた景観形成の取り組みを継承するとともに、景観まちづくりに対する新しい時代のニーズに応えるため、また、将来に向けた良好な景観形成の仕組みを整えるため、「岸和田市都市景観形成基本計画」を再編し、「岸和田市景観形成基本方針」を平成20（2008）年11月に策定しました。

2. 岸和田市景観計画の目的

岸和田市景観計画（以下「本計画」という。）は、「岸和田市景観形成基本方針」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めるものです。

恵まれた自然・歴史・文化資産を活かし、岸和田市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、これを次代の市民、事業者を引き継いでいくため、景観法に基づいた景観計画を策定します。

第1章 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

1. 景観計画の区域（景観形成の構成図参照）

岸和田市は、山並みや丘陵部の緑、ため池などの美しい自然があり、日本らしい四季の変化を感じることができます。また、だんじり祭に象徴されるような地域社会のまとまりや活力が感じられ、歴史的まちなみ景観が比較的に残っています。

これらは、先人たちがつくり、まもり、はぐくんできた岸和田市固有の歴史や文化、生活や営み、そして「まち」の賑わいなどが溶け込み、又は相互に関係し景観を形づくっています。

今後も、優れた景観をつくり、まもり、はぐくみ、次代に継承していくため、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）を岸和田市全域とします。

景観計画区域	岸和田市全域	〔図—1〕
--------	--------	-------

2. 景観計画区域の区分

岸和田市の景観は、広範多岐にわたる様々な要素によって成りたっており、これらの要素が組み合わされてその地区の景観を特徴づけています。その組み合わせ方により、城と発展したまち、街道沿いに発展したまち、丘陵部の農村集落、区画整理や土地開発によってできた新しいまちなど、ひとつのまとまりとして認識される空間が市域に分布しています。したがって景観計画区域を次のように区分します。

（1）基本景観区

岸和田市の景観構造は、市域の地形的特性に対応して東西方向に層状に景観のまとまりが展開しています。そこで、これらの景観のまとまりを「基本景観区」として設定し、これらのゾーンにおける景観の特性に応じた景観整備を進めていくための基本単位とします。〔図—1〕

基本景観区	主な土地利用
① 臨海景観区	工業、港湾
② 旧市街・歴史景観区	住宅、商業
③ 沿道型市街地景観区	住宅、商業、工業
④ 新市街地住宅景観区	住宅、商業
⑤ 里の景観区	農地、樹林地
⑥ 自然緑地景観区	樹林地



(2) 基本景観軸

基本景観区を相互に関連づけながら、市域の景観の構造を明快に分かりやすくする基本的な骨組みとなる線の要素つまり、主要な導線としての骨格を担い、また、市域全体の構造や位置関係などを把握する手掛りを与えるものを「基本景観軸」として設定します。〔図―1〕

基本景観軸	主な特性
① 牛滝川、津田川	市域の外郭を流れる河川 山地部に溪谷を形づくり、市域東部の自然景観を特徴づけている。
② 春木川	市域の中央部を東西に流れる都市河川
③ 大阪臨海線	水際線に沿って南北に走る幹線道路
④ 堺阪南線	市街地の中心部を南北に貫く主要生活道路
⑤ 国道 26 号	市域を南北に貫く市街地拡大の軸となってきた道路
⑥ 旧街道	1) 紀州街道：大阪と和歌山を結ぶ江戸時代のメインストリート 2) 熊野街道：熊野詣によって整えられていった街道 3) 府中街道：和泉国府と岸和田城を結んでいた。 4) 牛滝街道：牛滝山大威徳寺への参詣道で古くから開かれていた。 5) 塔原街道：岸和田と葛城山を越て紀州を結んでいた。
⑦ 国道 170 号	神於山の裾野を走り、丘陵部の豊かなみどりを背景に市域を南北に貫く幹線道路

3. 景観配慮地区

景観整備を進めていくにあたって核となる空間、優れた景観を創生していく拠点となる地区を景観配慮地区として定めます。〔図―3〕

指針分類	地区名
(1) 歴史・伝統保全地区	岸和田城周辺地区
	阿間河滝周辺地区
(2) 自然調和地区	春木川周辺地区
	久米田池周辺地区
	神於山周辺地区
	牛滝山周辺地区
	葛城山周辺地区
(3) 都市的整備地区	岸和田旧港地区
	岸和田駅周辺地区
	国道 26 号沿道地区
	東岸和田駅周辺地区
	岸和田丘陵地区

4. 特に重点的に景観形成を図る地区

景観計画区域内で、景観形成の先導的役割を担う特に重点的に景観形成を図る地区（以下「重点地区」という。）を定めます。

（1）重点地区の指定方針

- ①歴史的まちなみ・文化的景観を保全・形成している又は保全・形成する必要がある地域
- ②良好な住宅地としての景観を保全又は形成する必要がある地域
- ③魅力・賑わい・活力のあるまちなみ景観を保全又は形成する必要がある地域
- ④緑、水辺等により特色のある自然的景観を保全又は形成する必要がある地域
- ⑤道路、河川に沿って特徴ある景観を保全又は形成する必要がある地域
- ⑥前号に掲げるもののほか、景観まちづくりのために市長が必要と認める地域

（2）指定地区

名称	本町地区
位置	岸和田市本町 〔図一2〕
面積	約4.9ha
概要	1. 紀州街道の道筋には、城下町時代を支えた商家群が並ぶ通りであることから、本瓦葺きの屋根、むしこ窓をもつ二階、一階には格子が連なる町家らしい外観が特徴で、歴史を語る建築物、町割、遺構が留められ城下町の趣きを今なお遺している。 2. 平成5年、岸和田市歴史的まちなみ保全要綱による保全地区に指定。

第2章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

景観形成の基本目標「豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す『個性的快適環境都市』の創生」を実現するため、「岸和田市景観形成基本方針」に基づき、3つの景観形成基本指針を柱に、地域の景観特性に応じた6つの基本景観区及び基本景観区をつなぐ又は貫く7つの基本景観軸に関する景観形成の方針を定めます。

【岸和田市景観形成基本方針】

基本目標

豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す『個性的快適環境都市』の創生

景観形成基本指針

指針1－歴史と伝統を感じさせる景観の創出

指針2－豊かな自然とのふれあいのある景観の創出

指針3－都市的魅力にあふれた景観の創出

1. 景観計画区域全域における景観形成の方針

景観計画区域全域に共通する良好な景観の形成に関する方針を以下のとおり定めます。

景観計画区域全域

（主な特徴施設等：神於山・岸和田城・岸和田大橋・春木川・だんじり・しころ屋根）

基本方針	1. 自然、歴史、文化を活かした岸和田らしいまちづくり 2. 海から山までの調和のとれた景観形成を図る。
------	---

2. 基本景観区別景観形成の方針

基本景観区について、良好な景観の形成に関する方針を以下のとおり定めます。

(1) 臨海景観区（主な施設等：岸和田大橋・岸和田水門・漁港）	
基本目標	海辺に身近に接する親水空間の創出
基本方針	1. 水際の工業地を緑で演出する。 2. 海への眺望を大切にする。

(2) 旧市街・歴史景観区（主な施設等：岸和田城（石垣・堀）・歴史的なまちなみ（城下町・紀州街道）・近代建築物・だんじり宮入・岸和田駅）	
基本目標	歴史と新しさが織りなす魅力空間の創出
基本方針	1. 岸和田のシンボルとしての秩序あるまちなみを形成する。 2. 歴史的な地域の周辺は、歴史的空間の保全、整備を進め、まちづくりに活かす。 3. 中心市街地らしい景観を演出する。

(3) 沿道型市街地景観区（主な施設等：国道 26 号・中央公園・春木川）	
基本目標	調和のとれた住・工複合のまちづくり
基本方針	1. 都市軸にふさわしい沿道・河川景観をつくる。 2. 周辺の公園を活かした景観を演出する。

(4) 新市街地住宅景観区 （主な施設等：熊野街道・古墳・久米田池・田畑・川・水路・ため池）	
基本目標	生活文化拠点、良好な住環境の創出
基本方針	1. 良好な住宅地を形成する。 2. 歴史的遺産やため池との調和を図る。 3. 残された自然環境・風致を活かす。

(5) 里の景観区（主な施設等：神於山・丘陵・石垣・ため池・農村集落・果樹園）	
基本目標	残された自然と農村集落景観の保全
基本方針	1. 史跡や旧集落、街道などの歴史的景観との調和を図る。 2. 地形・植生の保全、回復に努める。 3. 田園風景との調和を図り、山並み景観に配慮する。

(6) 自然緑地景観区（主な施設等：葛城山・溪谷・ブナ林・山村・山寺）	
基本目標	自然環境の保全と、自然に親しむ機会の増大
基本方針	1. 現況の地形・植生の保存に努め、自然風景との調和を図る。 2. 特に、標高 150m 以上の緑と山並みは保全に努める。

3. 基本景観軸別景観形成の方針

基本景観軸について、良好な景観の形成に関する方針を以下のとおり定めます。

(1) 牛滝川、津田川〈東西をつなぐ水と歴史の文化軸〉	
基本目標	歴史を活かした緑あふれる空間をつくる。
基本方針	1. 緑による河川空間との調和を図る。 2. 歴史文化遺産を保全し、調和を図る。 3. 山地部に残る自然との調和を図る。

(2) 春木川〈中央部を貫く水と緑のシンボル軸〉	
基本目標	市域中央部に位置する緑の拠点の水と緑の軸で結ぶネットワーク網の基軸とする。
基本方針	1. 水と緑の軸にふさわしい、連続性が感じられる緑の空間を演出する。

(3) 大阪臨海線〈海岸通りとしての道路空間の再生〉	
基本目標	岸和田市の臨海部を印象づける南北軸として、魅力ある沿道空間とする。
基本方針	1. 海への眺望に配慮した沿道空間を演出する。 2. 環境に配慮した沿道景観をつくる。

(4) 堺阪南線〈南北を結ぶ商業軸〉	
基本目標	中心市街地を南北に貫く商業軸にふさわしい活気あふれる沿道景観をつくる。
基本方針	1. 緑が感じられるゆとりある空間をつくる。

(5) 国道 26 号〈南北に貫く都心軸〉	
基本目標	岸和田市の南北方向のメインストリートとしてふさわしい沿道景観を目指し、環境に配慮した都会的なイメージを演出する。
基本方針	1. 近隣の公園や河川に配慮すると共に、緑豊かな良好なまちなみ環境をつくる。 2. 泉州地域の生活と産業を支えるシンボル軸であり、また、関西国際空港への主要なアクセス軸であることを意識し、秩序ある景観づくりを行う。

(6) 旧街道〈まちの成り立ちを伝える歴史のネットワーク〉	
基本目標	和泉国との関係、城を中心としたまちの発展など岸和田のまちの成り立ちを伝える貴重な歴史軸として空間保全、再生を図る。
基本方針	1. 歴史的空間の保全、整備を進め、まちづくりに活かす。 2. 歴史文化遺産等との調和やつながりに配慮する。

(7) 国道 170 号〈南北に貫く緑多い道路軸〉	
基本目標	丘陵の緑や眺望など優れた環境を保全するとともに、新たに形成される開発地においては、自然環境や山なみに配慮した景観をつくる。
基本方針	1. 山なみへの眺望と緑の連続性の確保に努める。 2. 新たな開発地においては、緑の保全に努めるとともに、市街地及び山なみへの眺望に配慮する。 3. 山なみ景観との調和に配慮する。

4. 景観配慮地区の景観形成の方針

(1) 歴史・伝統保全地区【景観形成基本指針 1—歴史と伝統を感じさせる景観の創出】

①岸和田城周辺地区

岸和田城と一体的な歴史・文化環境を形成しうる地区で、かつての岸和田城内である岸城町と、城下町の商業中心であった紀州街道沿道の本町など往時のおもかげを漂わしている地区である。

◆目標

歴史的環境を保全、活用し、岸和田らしさを創出する。

◆景観形成の基本方針

- 歴史的環境との調和を図る。
- 歴史的環境を継承する。

②阿間河滝周辺地区

坂の傾斜を利用して集落が形成されており、伝統ある家並みが多く残る坂の景観が美しい地区である。周囲の自然環境と調和した趣きある景観を形成している。

◆目標

丘陵部の農村集落の景観保全の核として、現景観を保全する。

◆景観形成の基本方針

- まちなみとしての空間を保全する。
- 周辺環境をまもる。
- 伝統的家なみとの調和を図る。

(2) 自然調和地区【景観形成基本指針2—豊かな自然とのふれあいのある景観を創出】

①春木川周辺地区

春木川は、市域内に起終点をもつ唯一の河川で市の主要な緑の軸として位置づけられている。南海春木駅からJR下松駅へのアクセスとして緑道整備を行い、上流部においても親水性に配慮した空間整備が進行中である。

◆目標

市街地部と神於山を結ぶ市域東西方向の水と緑の中心軸としてふさわしい空間を形成する。

◆景観形成の基本方針

- 水と緑の中心軸にふさわしい秩序ある沿川景観をつくる。
- 河川空間に潤いを与え、良好な沿川環境をつくる。

②久米田池周辺地区

久米田池、久米田寺、古墳群など歴史的資源が豊富にあり、自然と歴史が調和した趣のある景観を形成している地区である。久米田池からは、水面越しに見える神於山、葛城山への良好な眺望が得られるところである。

◆目標

久米田池の活用と周辺環境に調和した良好な住宅形成を図っていく。

◆景観形成の基本方針

- 自然環境との調和のとれた風致地区にふさわしい良好な住宅地の形成を図る。
- 久米田池からの良好な眺望を確保する。
- 歴史的環境との調和を図る。

③神於山周辺地区

岸和田の里山である神於山は、数多くの寺院や神社が存在し、古来より利用することにより育まれ、維持されてきました。私たちの身近に触れあうことができる自然であるとともに、生き物の生息場所として重要であり、またその景観は私たちの心に安らぎを与える存在となっている本市のランドマークである。

◆目標

ランドマークの神於山とそれに続く尾根の景観を保全するとともに、自然とふれあえる緑の拠点とする。

◆景観形成の基本方針

- ランドマークとしての神於山をより強調させるよう景観整備を図る。
- 里山としての稜線と地形の保全に努める。

④牛滝山周辺地区

葛城山に連なる山なみに囲まれ、その谷筋を流れる牛滝川によって特徴づけられる緑と水によって豊かな自然環境が残されている地区である。

牛滝川上流部には牛滝山大威徳寺周辺の紅葉が名所であるとともに、2つの滝があり、周辺の緑と相まって、美しい景観を見せている。

◆目標

森林公園の拠点空間を目指す。

◆景観形成の基本方針

- 現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。
- 周辺環境に配慮する。

⑤葛城山周辺地区

葛城山山頂は紀伊・和泉の国境をなし、俗に葛城の石宝殿と呼ばれる葛城八大龍王社の石祠がある。山頂はやや平坦で、南に紀ノ川を隔てて高野連峰、北に摂河泉の平野から大阪湾を隔てて神戸・六甲の山々、西は紀淡の連山を望む雄大な眺望が楽しめる。頂上付近には、国の天然記念物である自然林がある。

◆目標

葛城山山頂のブナの自然林を保護し、自然保護の拠点とする。

◆景観形成の基本方針

- 現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。
- 建築物等について、周囲の自然と調和したものとする。

(3) 都市的整備地区【景観形成基本指針3—都市的魅力にあふれた都市景観を創出】

①岸和田旧港地区

「水と緑につつまれた、21 世紀の新しいライフスタイルの創造」を目指し再開発された地区である。地区内には、商業、業務、居住、国際文化施設等や港湾緑地を整備し、水際に遊・創・住の機能のある新たな都市拠点を形成している。

◆目標

市民に開かれた海辺空間の創出

◆景観形成の基本方針

○海への開かれた眺望を大切にする。

○ゆとりの空間の創出や緑化により良好な環境の形成を図る。

②岸和田駅周辺地区

南海岸和田駅を中心とした区域で駅西側は、岸和田駅前通り商店街をはじめとして、いくつもの商店街がつづく本市における市街地部の商業拠点となっている。一方東側は、駅前広場や都市計画道路が整備され、沿道には、商業・業務施設が多く立ち並び、また、大規模なマンションの立地もみられる地区である。

◆目標

地域の特性を活かした岸和田の顔となる空間の創出

◆景観形成の基本方針

○市の玄関口にふさわしい駅前広場周辺や沿道のまちなみとなるよう形成を図る。

○良好な住環境と商業・業務施設等との調和を図る。

○岸和田駅東停車場線沿道においては、ゆとり空間の創出に努め、潤いある演出となるよう配慮する。

③国道 26 号沿道地区

国道 26 号沿道には、特別業務地区が指定されており、自動車交通利便性を活かした流通業務施設等の計画的な配置、誘導が図られている。

◆目標

岸和田の南北方向のメインストリートとしてふさわしい沿道景観を誘導し、(景観軸として環境に配慮し) 都会的なイメージを演出する。

◆景観形成の基本方針

- 都市軸にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる。
- 街路空間の潤いに寄与する沿道景観をつくる。
- 主要な幹線道路の交差点付近などでは、交通の要衝にふさわしい景観をつくる。
- 中央公園などの緑の拠点一帯は、緑豊かな景観づくりを行う。
- 東岸和田駅周辺では、魅力ある商業地にふさわしい景観づくりを行う。

④東岸和田駅周辺地区

J R 東岸和田駅は、岸和田市内の阪和線の駅で唯一快速電車停車駅であり、岸和田市の内陸側の中心地・東側の玄関口として景観性の向上が求められる地区である。

◆目標

魅力的な商業核を形成する。

◆景観形成の基本方針

- 高層建築物のシンボル化及び周辺建築物との調和を図る。
- サイン類は周辺環境に配慮したデザインとする。
- 商業核としてののにぎわいを演出する。

⑤岸和田丘陵地区

岸和田市の中央都市軸と大阪外環状線の広域幹線との交差部に位置し、また阪和自動車道の岸和田和泉インターチェンジに近いこともあって、大阪都心や関西国際空港へのアクセス至便な地区である。このため本地区は、住宅・業務地・農地・公園緑地・自然保全地といった土地利用構想がたてられている。

◆目標

めぐまれた自然環境との調和をはかりながら、魅力的なまちづくりを行う。

◆景観形成の基本方針

- 周辺環境との調和を図る。
- 神於山からの眺望に影響を与えないよう配慮する。

5. 重点地区の景観形成の方針

①本町地区

本町地区は、江戸時代より「城下町・岸和田」の中心街であった。特に紀州街道沿いは、商業の中心として栄え町家型住宅が立地し、本瓦葺き、[・][・]うし2階（中2階）出格子に代表される伝統的まちなみが連続して今日に継承されている地区である。

◆目標

城下町のまちなみを保全するとともに快適な住環境の整備を図り、歴史的雰囲気の後世に伝えていく。

◆方針

- 歴史的まちなみとの調和を図る。
- 周辺環境をまもる。
- 景観阻害物を改善する。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

前章に示す「良好な景観形成に関する方針」を踏まえ、これを実現するため、下記のとおり行為の制限を定めます。

ただし、市長が良好な景観形成に資すると認めるものについては、この限りではありません。

景観計画区域全域については、まちに特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の開発行為等を対象にその行為の制限を定めます。また、重点地区については、景観計画区域全域における行為の制限に加え、別途制限を定めます。

1. 届出対象行為と行為の制限（景観形成基準）

法第16条第1項に基づく届出が必要な行為は以下のとおりとします。

なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為（規模規定なし）については届出を要しませんが、この場合においては、景観計画に適合するようとりべき措置について市長と協議をしなければなりません。

（1）景観計画区域全域における制限

（景観計画区域のうち重点地区を除く区域（以下「その他地区」という。））

①対象行為

種類		対象となる規模（いずれかに該当するもの）	対象となる行為
大規模建築物等	建築物	●地盤面からの高さ 20m以上 （建築物＋工作物（広告物）） ●敷地面積 5,000 m ² 以上 ●延べ面積 5,000 m ² 以上	●新築、増築、改築（改造）、移転（ただし、アンテナ施設の増設等は除く） ●外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を越えるもの
	工作物	●高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 地上からの高さ 5m以上 ●橋梁、こ線橋その他これらに類するもの 幅員 12m以上、又は延長 30m以上 ●上記以外の工作物で、高さ 20m以上	
	開発行為	●区域面積 5,000 m ² 以上	●都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

*増築又は改築に係る行為の場合は、当該増築又は改築を行った後の規模が、上記に示す規模以上の場合対象となる。

*見付面積とは、張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。

②行為の制限

1) 景観形成基準

届出の対象となる大規模建築物等の新築等の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

- ア) **地域特性**とは、大規模建築物等を広域的なスケールで見た場合において、建築物等の立地場所の背景に対して配慮すべき項目を規定したものです。
- イ) **まちなみ特性**とは、大規模建築物等を隣接地や前面から見た場合において、建築物等がまちなみ形成に対して配慮すべき項目を規定したものです。
- ウ) **建築特性**とは、大規模建築物等を周囲との兼ね合いから見た場合において、建築物等が周囲に対して配慮すべき項目を規定したものです。

特性		基準
地域特性		●基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性（自然・社会歴史・ふるさと）に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
まちなみ特性	美観性	●境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 ●建築物等の配置・意匠に工夫すること。
建築特性	機能性	●暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 ●時間の経過により味わいのある工夫をすること。 ●ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 ●色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。
	視覚性	●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をすること。 ●周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。
	環境性	●屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をすること。 ●道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。
個別事項		
項目		基準
付属施設		●駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 ●生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮すること。
付帯設備		●クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 ●バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。
工作物の意匠		●周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮すること。 ●配水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫すること。
その他		●交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所では、建築物の意匠に特に配慮すること。 ●建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。

2) 色彩基準

ある程度幅を持たせた色彩範囲までをカラーフレーム【a】～【d】(別表1 カラーフレーム一覧)の4段階に設定しています。

● カラーフレーム【a】・・・地域らしさを守り育てる(公共建築物・大規模建築物等)

最も地域らしさを感じられる城下町、旧集落の歴史的なまちなみ景観や、山やため池や河川の自然景観を守りそだてていくために、公共建築物・大規模建築物等に積極的に使用していきたいカラーフレームです。

● カラーフレーム【b】・・・地域らしさを守り育てる(住宅)

最も地域らしさを感じられる城下町、旧集落の歴史的なまちなみ景観や、山やため池や河川の自然景観を守りそだてていくために、住宅に積極的に使用していきたいカラーフレームです。

● カラーフレーム【c】・・・新しい地区の特徴を育てる

新しい地区の特徴を育てるために、積極的に使用していきたいカラーフレームです。

● カラーフレーム【d】・・・まちなみを整える

市全域のまちなみから突出した色彩を取り除き、美しい色彩景観を整えるため、重点地区の特徴的な景観を有する地区よりも色彩範囲の幅をもたせた一般地区カラーフレームです。

〈建築物の外壁及び工作物の外観について〉

○地域の特徴を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きを感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し以下の色彩基準を基本とすること。

色彩基準

○重点地区を除く其他地区では、市全域のまちなみから突出した色彩を取り除き、まちなみを整えるため、基調色の色彩基準をカラーフレーム【d】とする。

○基調色は、ベーシックカラーとアソートカラーにより構成され、補助色であるアソートカラーは、外壁各面の1/3以下の面積とし、ベーシックカラーと類似調和する色調とする。

○アクセントカラーは、外壁各面で1/20以下の面積とする。ただし、用途地域が商業、近隣商業の地域及び国道26号に接している敷地については、外壁各面で1/10以下の面積とする。

○アクセントカラーの使用については、建築物及び工作物の外縁部を囲んだり、分散させるなどといった、周辺との連続性を分断し、ボリューム感を強調させるような使い方をしない。

○上記基準については、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ等の素材で仕上げた場合。
- ・工作物で、航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊園地等の遊戯施設
- ・市長が良好な景観形成に資すると認めるもの。

参考

「ベーシックカラー」

外観の基調色のうち、壁面などの大面積を占める色を言います。景観への影響力が大きい公共性を有する色彩で、色彩景観の「地色」となるため、色彩選定は、基調色から検討することとなります。まとまりある色彩景観を創出するためには、基調色の調和が重要となります。

「アソートカラー」

外観の基調色となる色のうち、壁面が長大で単調な場合等に適度な変化を与えて壁面を分節化し、周辺に与える圧迫感を軽減させる為の色です。ベーシックカラーと類似調和する色を、素材の持つ質感や形態の違いなどに関連づけて用いる工夫が大切です。

「アクセントカラー」

基調色に対してコントラストを持つ強調色のことで、全体を引き締めたり、部分や形状を効果的に強調し、地域の演出や魅力づけを表現する色彩で、色彩景観の「図色」となります。わずかな面積にとどめ、周辺環境との調和には、十分な配慮が必要です。

(2) 重点地区における制限

本町地区

①対象行為

届出対象行為は、現状変更行為及び建築物等の新築等とします。

地区名	対象となる規模	対象となる行為
本町地区	●すべての開発行為等 ●工作物	●新築、増築、改築、移転 ●修繕、模様替え又は色彩の変更で、変更部分の見付面積が10㎡以上のもの

②行為の制限

1) 景観形成基準

本町地区における建築物等の新築等の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。ただし、大規模建築物等に該当するものについては、大規模建築物等の景観形成基準も適用します。

特性		基準
地域特性		●旧市街・歴史景観区、旧街道景観軸、岸和田城周辺地区（景観配慮地区）、本地区（重点地区）における方針や地区の特性に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、調和のとれたものとなるよう配慮すること。
まちなみ特性	美観性	●隣接建築物に配慮したデザインや位置となるよう高さや、形態はもとより、色彩や素材感を統一するよう工夫すること。
建築特性	機能性	●歴史的まちなみを意識しつつも、暮らしやすさ住みやすさに配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。
	視覚性	●時間の経過により味わいのある材料を使用するよう努めること。 ●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、歴史的まちなみと調和した色彩や材料を用いるなど、まちなみへの配慮をすること。
	環境性	●点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮すること。
個別事項		
項目		基準
付属施設		●駐車場、駐輪場などは、配置や形態、素材、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。
付帯設備		●クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空間から目立たないように配慮すること。
その他		●工作物・建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、まちなみと調和するよう配慮すること。

2) 色彩基準

建築物の外壁及び工作物の外観について

- 歴史的まちなみと調和した色彩や材料を基本とし、側面・背面の色彩にも配慮すること。

色彩基準

- 本町地区では、歴史的まちなみを保全し、歴史的雰囲気の後世に伝えていくため、基調色の色彩基準をカラーフレーム【b】とする。
- 大規模建築物等以外で、無彩色を使用する場合は、明度3.5以上9以下とする。
- 基調色は、ベーシックカラーとアソートカラーにより構成され、補助色であるアソートカラーは、外壁各面の1/3以下の面積とし、ベーシックカラーより低明度で、ベーシックカラーと類似調和する色調とする。
- アクセントカラーは、外壁各面で1/20以下の面積とする。また、建築物及び工作物の外縁部を囲んだり、分散させるなどといった、周辺との連続性を分断し、ボリューム感を強調させるような使い方をしない。

- 上記基準については、次に掲げるものはこの限りでない。
 - ・着色していない石材、木材、土壁等の素材で仕上げた場合。
 - ・工作物で、航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊園地等の遊戯施設
 - ・市長が良好な景観形成に資すると認めるもの。

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

景観重要建造物及び景観重要樹木は、公共の場から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

1. 景観重要建造物

- ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている建造物
- ②歴史的、文化的又は建築的な価値が高い建造物
- ③市民に親しまれている建造物
- ④良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物

2. 景観重要樹木

- ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている樹木
- ②歴史的、文化的な価値が高い樹木
- ③市民に親しまれ愛されている樹木
- ④良好な景観形成のため市長が必要と認める樹木

第5章 誘導基準

この計画における行為の制限（景観形成基準）のほか、岸和田らしいより良い景観形成を目指すため、これまでの取り組み考慮し、法規制によらない誘導基準として定めます。

また、別途誘導基準等がある場合は、その誘導基準にも配慮することとします。

1. 色彩について

6つの基本景観区における建築物の外壁及び工作物の外観について、以下のとおり推奨色として定めます。

基本景観区推奨色カラーフレーム

基本景観区	色彩景観イメージ	色彩の考え方（推奨色）
臨海景観区	海への眺望や親水空間を考慮した「 明るく、さわやかな 」色彩景観	・基調色は、低彩度のカラーフレーム【d】を使用する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
旧市街・歴史景観区	岸和田城周辺の歴史的なまちなみになじんだ「 穏やかだ、風格のある 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a】、【b】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。
沿道型市街地景観区	都市的な機能を活かした「 シンプルで、落ち着きのある 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【c】をできるだけ使用する。 ・カラーフレーム【d】を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
新市街地住宅景観区	新旧のまちなみとの調和や、ため池や山の緑になじんだ「 快適で親しみやすい 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【c】をできるだけ使用する。 ・カラーフレーム【d】を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
里の景観区	旧集落や、田園風景になじんだ「 ナチュラルで深みのある 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a】、【b】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。
自然緑地景観区	旧集落や、山林にとけ込む「 ナチュラルで深みのある 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a】、【b】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。

2. 屋外広告物の表示及び掲出について

(1) 基本事項

屋外広告物は景観の重要な要素であり、その表示・掲出については、景観形成の目標及び方針に基づき、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観形成に配慮する。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出

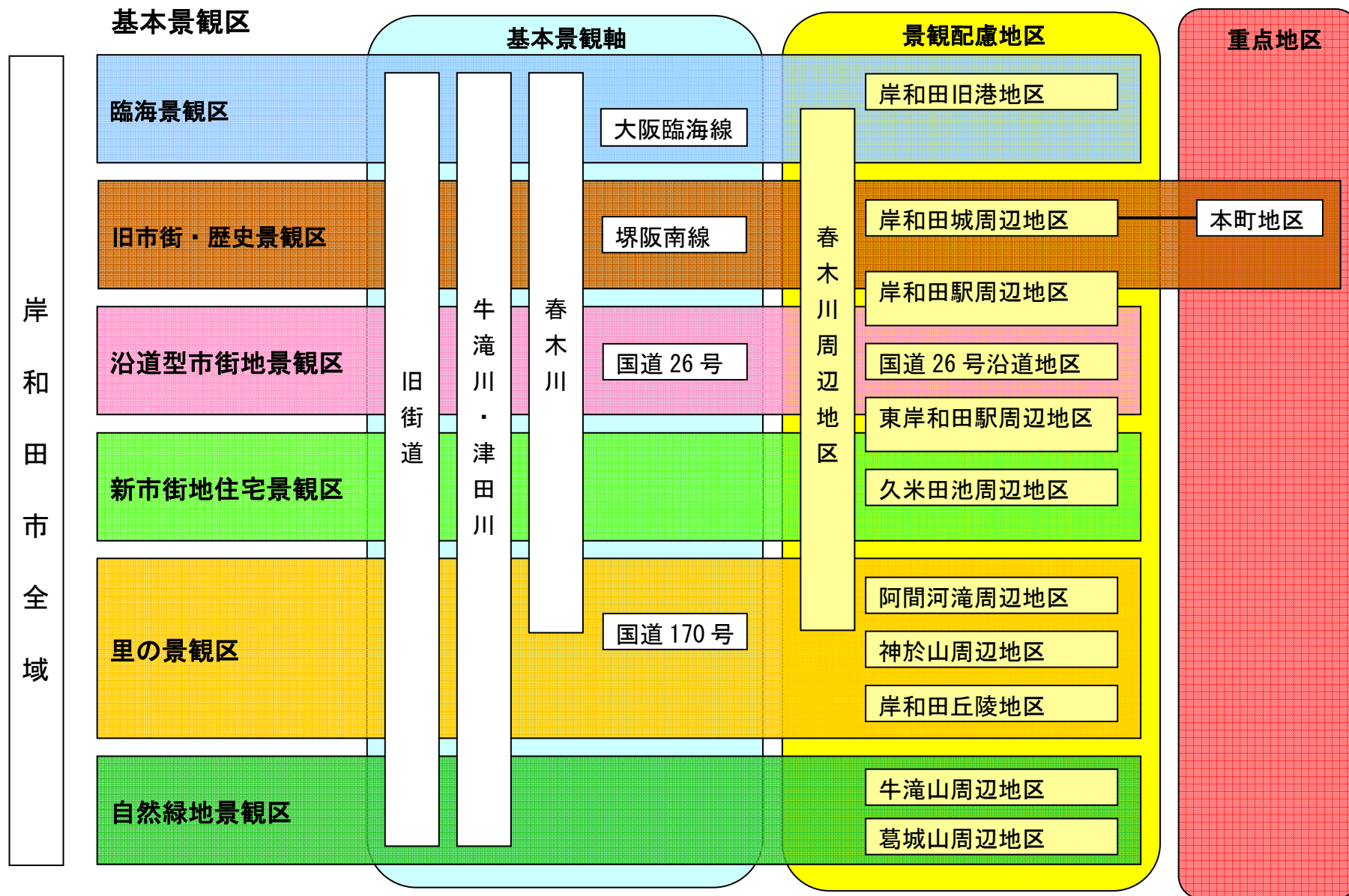
①市域全域

市域全域において、屋外広告物の形状や面積などについて配慮し、特に主要幹線道路沿道における屋外広告物の掲出に際し、突出した形態・色彩の使用を避けることとする。

②特に重点的に景観形成を図る地区

重点地区においては、各地区の景観形成の方針に基づき、建築物とあわせて一体的に配慮することとし、屋外広告物を通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺のまちなみと調和したものとする。

景観形成の構成図



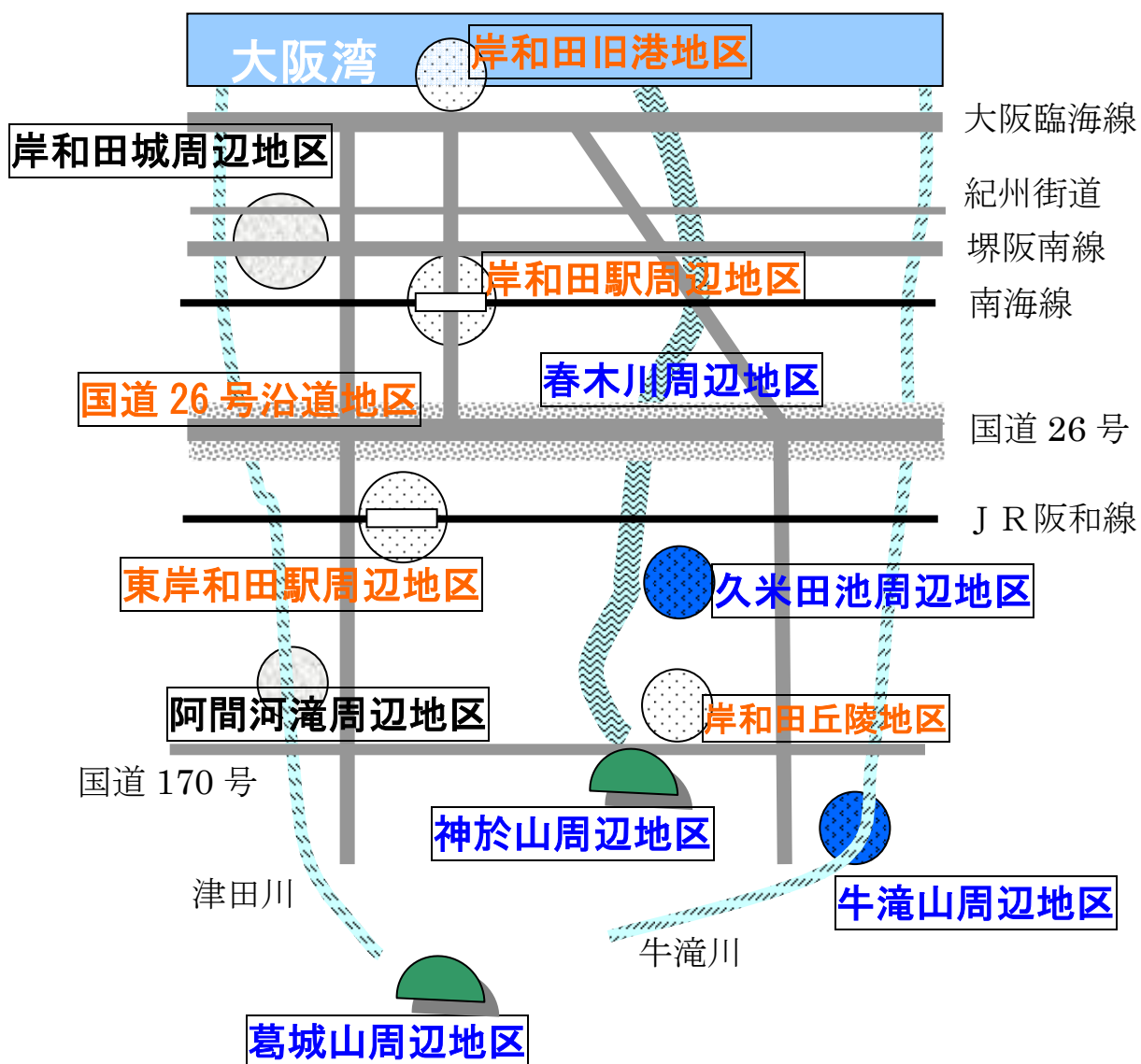
図—1 景観計画区域 基本景観区 基本景観軸



图—2 本町地区



圖—3 景觀配慮地区



別表1 カラーフレーム一覧

色彩基準（＊JISのマンセル表色系による）			
カラーフレーム	色 相	明 度	彩 度
【a】	0.1 Y R～5.0 Y R	3.5以上9.0未満	2以下
	5.1 Y R～5.0 Y	3.5以上9.0未満の場合	2以下
		9.0以上の場合	1以下
	その他	3.5以上9.0未満	1以下
	N	3.5以上9.0未満	
【b】	0.1 Y R～5.0 Y R	3.5以上9.0未満	3以下
	5.1 Y R～5.0 Y	3.5以上9.0未満の場合	3以下
		9.0以上の場合	1以下
	その他	3.5以上9.0未満	1以下
	N	3.5以上9.0未満	
【c】	0.1 R～10.0 R	3.5以上9.0未満	2以下
	0.1 Y R～5.0 Y R	3.5以上4.5未満の場合	3以下
		4.5以上7.5未満の場合	4以下
		7.5以上9.0未満の場合	3以下
	5.1 Y R～4.9 Y	3.5以上4.5未満の場合	3以下
		4.5以上5.5未満の場合	4以下
		5.5以上7.5未満の場合	6以下
		7.5以上9.0未満の場合	3以下
		9.0以上の場合	1以下
	5.0 Y	3.5以上5.5未満の場合	3以下
		5.5以上7.5未満の場合	4以下
		7.5以上9.0未満の場合	3以下
		9.0以上の場合	1以下
	5.1 Y～10.0 P B	3.5以上9.0未満	2以下
	その他	3.5以上9.0未満	1以下
	N	3.5以上9.0未満	
【d】	0.1 R～10.0 R	3.5以上7.5未満の場合	3以下
		7.5以上9.0未満の場合	2以下
	0.1 Y R～5.0 Y R	3.5以上4.5未満の場合	3以下
		4.5以上7.5未満の場合	4以下
		7.5以上9.0未満の場合	3以下
	5.1 Y R～4.9 Y	3.5以上4.5未満の場合	3以下
		4.5以上5.5未満の場合	4以下
		5.5以上7.5未満の場合	6以下
		7.5以上9.0未満の場合	3以下
		9.0以上の場合	1以下
	5.0 Y	3.5以上5.5未満の場合	3以下
		5.5以上7.5未満の場合	4以下
		7.5以上9.0未満の場合	3以下
		9.0以上の場合	1以下
	5.1 Y～10.0 P B	3.5以上7.5未満の場合	3以下
		7.5以上9.0未満の場合	2以下
	0.1 P～10 P R	3.5以上6.5未満の場合	2以下
		6.5以上9.0未満の場合	1以下
	N	3.5以上9.0未満	